

茨城県企業局災害時協力員制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県企業局の給水区域内において地震、風水害、漏水事故等(以下「災害」という。)が発生した際、企業局が所管する水道施設の被害状況の早期把握及び応急復旧等の災害発生初期の活動の強化を図るため、災害時協力員(以下「協力員」という。)制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 協力員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 企業局が行う応急復旧工事に対する助言及び補助
- (2) 企業局が行う応急給水活動に対する助言及び補助
- (3) 企業局が行う広報活動に対する助言及び補助
- (4) 水道施設に係る被害状況等の情報収集
- (5) 本条(1)から(4)に掲げる活動に関する訓練・研修等への参加

2 協力員は、企業局の求めに応じ活動するものとする。

(参集)

第3条 協力員は、企業局の給水区域内に震度6弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。

2 前項に規定する以外に企業局長の要請があった場合、その指定する場所に参集するものとする。

(資格)

第4条 協力員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県内に居住していること。
- (2) 既に県職員を退職していること。
- (3) 茨城県企業局に3年以上勤務した経験を有すること。

(登録申請)

第5条 協力員としての登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内に、登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、持参又は郵送等の方法で提出するものとする。

2 企業局は、前項に規定する申込みがあったときは、これを審査し、協力員として適格と認められる申請者を第3項に規定する登録台帳に登録するとともに、その結果を書面で申請者に通知し登録証(様式第2号)を交付する。

3 企業局は、災害時の連絡及び平常時の活動等に活用するため、登録台帳を整備するものとする。

4 登録内容に変更があったときは、当該協力員は速やかに登録変更申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(登録の有効期限及び更新)

第6条 協力員としての登録の有効期限は、登録日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 有効期限経過後においても第4条に規定する要件を満たす協力員に対しては、登録の有効期限の1か月前までに、登録の更新に係る意思確認を行うものとする。

3 前項に規定する確認の結果、更新の意思を確認したときは、協力員として再登録するものとする。

(登録の取消し)

第7条 協力員が登録の取消しを希望するときは、登録抹消届(様式第3号)を提出するものとする。

2 企業局は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該協力員としての登録を取り消すものとする。

(1)連続して2年間以上、正当な理由無く指定する訓練・研修等に参加しなかった場合

(2)第2条及び第3条の規定に反する等、協力員として不適格と認められる事実があった場合

(3)前項の規定により登録抹消届が提出された場合

(物品の貸与)

第8条 協力員に対しては、帽子及び腕章等(以下「貸与物品」という。)を貸与するものとする。

2 協力員は、活動の際には貸与物品を着用するものとする。

3 協力員に対しては、協力員としての登録の有効期限が満了し、又は第7条の規定により協力員としての登録を取り消されたときは、貸与物品を速やかに返還するものとする。

(報酬等)

第9条 災害時の支援活動における、報酬及び参集に要する費用は無報酬とする。

(保険)

第10条 企業局は、協力員の活動時の事故に備え、保険に加入するものとする。

(事務局)

第11条 協力員に係る事務局は、企業局施設課に置くものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月22日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則 (令和5年2月7日)

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。